

資 料 1

○現在の河川敷地占用許可制度の仕組み

現在の河川敷地占用許可制度の仕組み

1. 法律上の根拠

河川敷地等の占用は、河川法第24条の規定に基づく許可により行われており、工作物等の設置が伴う場合には、河川法第26条の許可も必要とされている。

河川法第24条（土地の占用の許可）

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川法第26条（工作物の新築等の許可）

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2～5 （略）

2. 河川敷地占用許可準則

河川敷地の占用許可については、河川敷地占用許可準則（「河川敷地の占用許可について」平成11年8月5日事務次官通達。以下「準則」という。）により定められた基準により運用されており、その内容は次のとおりである。

（1）準則の目的

この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。（第一）

(2) 占用許可の基本方針

「河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。」こと等が基本方針とされている。(第五)

(3) 占用主体及び占用施設

占用許可は、準則に規定されている第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第1項に規定する占用施設について許可申請した場合に認められる。

(占用主体)(第六)

- 一 国又は地方公共団体(道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。)
- 二 日本道路公団、都市基盤整備公団、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設(以下「市街地開発事業関連施設」という。)の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者

なお、通路又は階段を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及びライダー練習場、モトクロス場等の占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

(占用施設)(第七)

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設

- ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
- ニ 自転車歩行者専用道路
- 三 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガスパ、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 水防倉庫その他水防活動のために必要な施設
- 四 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川空間を活用した街づくりに資する施設
 - イ 遊歩道、階段等の親水施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路又は公共駐車場
- 五 次のイからハまでに掲げる施設又はその他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
 - イ 通路又は階段
 - ロ 採草放牧地
 - ハ 事業場等からの排水のための施設
- 六 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
 - イ グライダー練習場
 - ロ モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場

なお、これらの占用施設には、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。

また、必要に応じて、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

（４）治水上、利水上の基準

占用許可は、準則に規定されている次の治水上又は利水上の基準に抵触しないものでなければならない。

工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならず、その技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。また、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（植樹基準）によるものとする。（第八）

- 一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
- 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
- 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。
- 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
- 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

（５）河川整備計画等との調整についての基準

河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。（第十）

（６）土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準

河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。（第十一）

（７）占用許可の期間

占用許可の期間は、１０年以内で（ただし、一部の施設については５年以内）当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。（第十二）

（８）一時占用

工事、季節的な行事又は仮設物等のため、この準則によらないことができる一時占用が認められている。（第十五）

（９）包括占用許可制度

市町村に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該市町村が決定できる包括占用を認めている。（第十六）

包括占用の許可を受けた市町村は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第１項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとしている。（第十八）

包括占用許可制度の概要

1. 包括占用区域の決定

- ・治水上、環境の保全上等の支障が生じるおそれの少ない河川敷地について、市町村と河川管理者が協議して決定する。

2. 包括占用に係る許可の申請

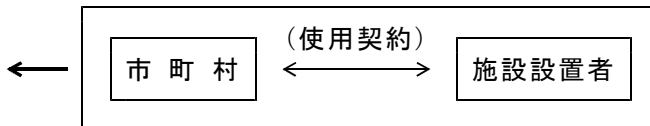
- ・市町村が行う河川法第24条（土地の占用の許可）の許可申請である。
- ・占用目的を具体的に特定する必要はない。

[一般の占用の場合は、公園、船着場、樹木の栽植等の占用目的を具体的に特定した上で、河川法第24条、第26条第1項、第27条第1項の許可申請を同時に行う必要がある。]

3. 包括占用の許可

4. 包括占用区域の具体的利用方法の決定

- ・市町村は、都市計画に関する基本的な方針等に沿って、具体的な利用方法（公園、船着場、樹木の栽植等）を自ら決定することができる。



- ・市町村は、施設設置者（一般の占用の主体となり得る者）と使用契約を締結し、包括占用区域を占用施設の設置を目的として当該施設設置者に使用させることができる。

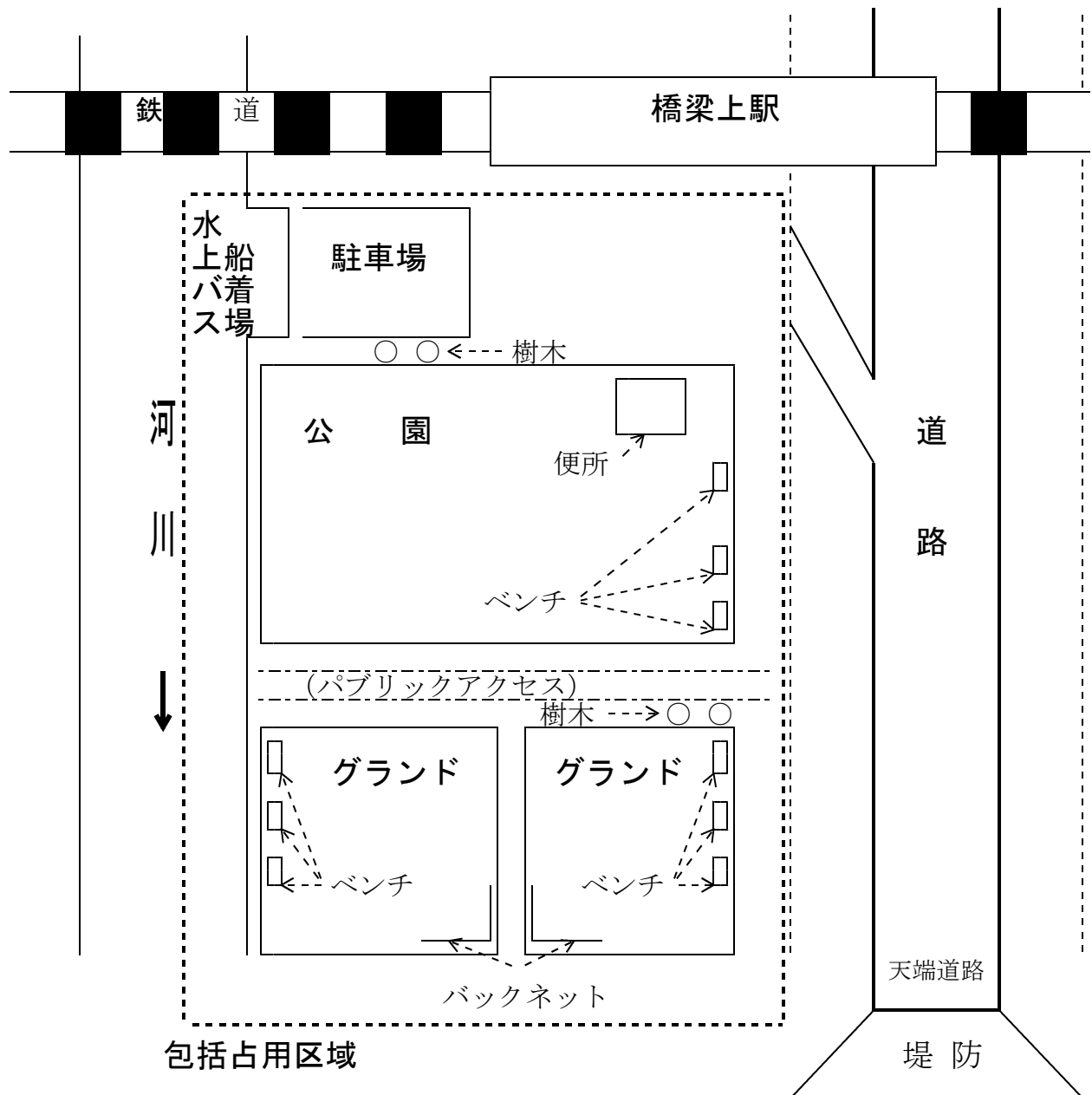
5. 占用施設の設置等に係る許可の申請

- ・市町村又は施設設置者が行う河川法第26条第1項（工作物の新築等の許可）、第27条第1項（土地の掘削等の許可）の許可申請である。
- ・治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請すれば足りる。

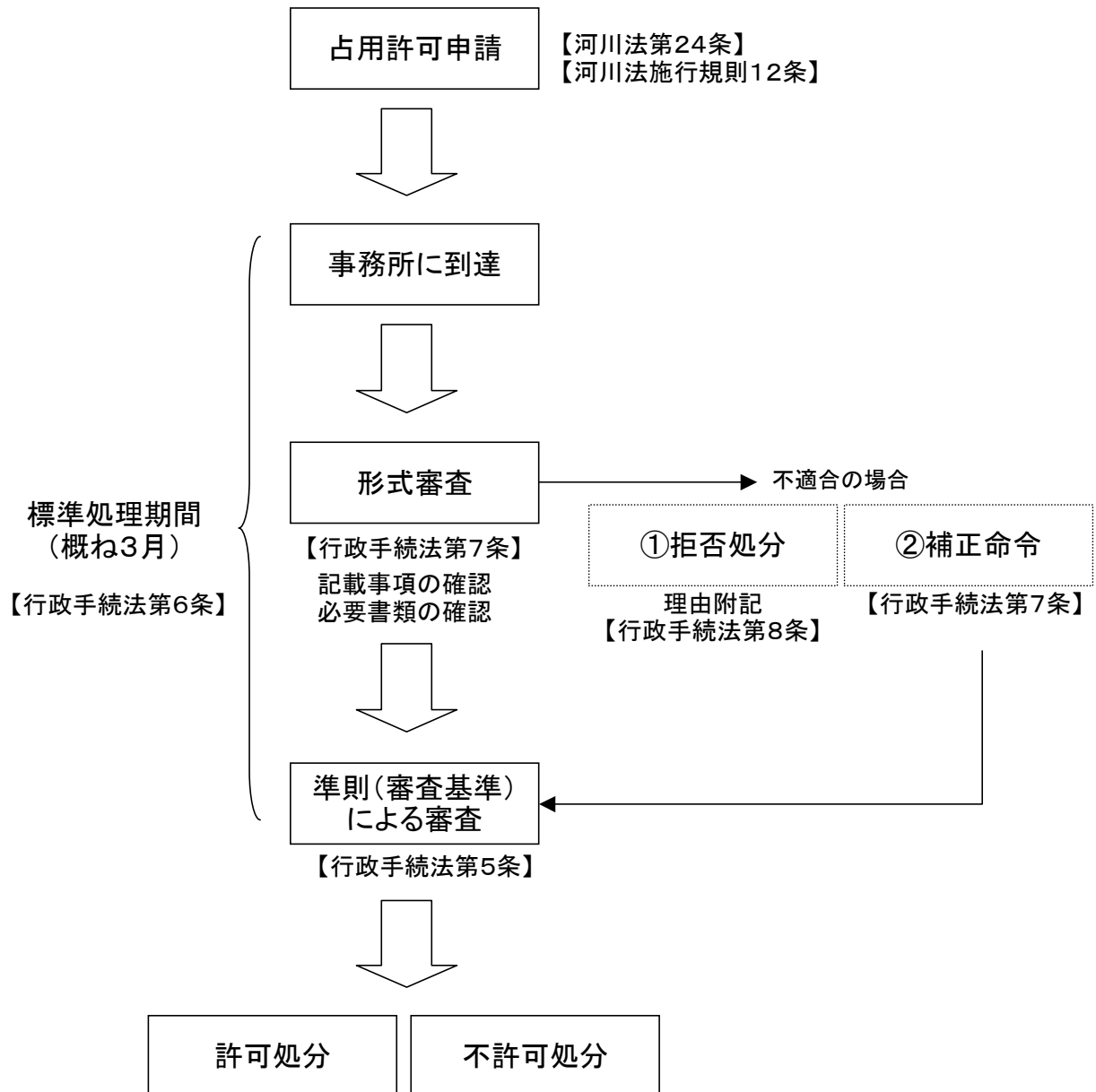
[一般の占用の場合は、治水上支障が小さいと認められるベンチ、樹木の植栽等についても設置箇所の特典等が必要である。]

6. 占用施設の設置等の許可

包括占用のイメージ図



占 用 許 可 手 続 の フ ロ ー



(参 考)

河川の土地占用料

河川の土地占用料は、河川法第 3 2 条により、都道府県知事が徴収し、都道府県の収入とすることとされている。占用料の額については、河川法施行令第 1 8 条に、土地の占用の目的及び態様に応じて公正妥当であること等の基準が定められているが、その具体的な単価は、都道府県が定めた条例に基づいて各々算定されている。

河川法第 3 2 条（流水占用料等の徴収）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第 2 3 条から第 2 5 条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

- 2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 流水占用料は、当該都道府県の収入とする。（4 項略）

河川法施行令第 1 8 条（流水占用料等の額の基準等）

法第 3 2 条第 1 項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。
- 二 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。（以下略）

* 実際の単価の例（1 m²/年・円）

	工作物用占用	原形のまま占用
千葉県	2 1 0	1 6 0
宮城県	1 7 0	1 0 0
福岡県	2 4 0～5 2 0	1 8 0～3 9 0